

金融商品取引法に関する重要なお知らせ

2018年6月
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行

I. 特定投資家制度と期限日について

平成19年9月30日施行の金融商品取引法において新たに「特定投資家制度」が導入され、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（以下において一般投資家といいます）」とに区分されます。また、適格機関投資家でないお客様等には、お申出により契約の種類ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。

なお、弊行の審査の結果、一般投資家から特定投資家への移行についてはお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

弊行では、3月31日又は9月30日（休日である場合を含みます）をお客様が一般投資家から特定投資家に移行をされた場合の「期限日」とさせていただきます。お客様が一般投資家から特定投資家に移行をされた場合でも、期限日の翌日以降は一般投資家に戻りますので、継続をご希望の場合には再度、移行のお手続きが必要となります。

一方、お客様が特定投資家から一般投資家に移行をされた場合は、期限日にかかわらず、当該移行の効果は、お客さまから申出があるまで有効ですので、再度の移行のお手続きは必要ありません。

本制度では、お客様が「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制が適用除外となります。

1. 投資家区分

1. 特定投資家（一般投資家への移行不可）
国、日本銀行、適格機関投資家
2. 特定投資家（一般投資家への移行可）
資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社、上場株券の発行会社、等
3. 一般投資家（特定投資家への移行可）
1、2以外の法人等、一定の要件に該当する個人
4. 一般投資家（特定投資家への移行不可）
3以外の個人

2. 契約の種類

有価証券の取引等を行う契約

法第33の2第2号及び法第33条第2項各号に定める行為を行うことを内容とする契約をいいます。

デリバティブ取引等を行う契約

法第33条の2第3号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいいます。

特定預金等契約

銀行法施行規則第14条の11の4に掲げる預金等の受け入れを内容とする契約をいいます。

3. 特定投資家が取引相手である場合に適用されない行為規制

1. 特定投資家が、登録金融機関が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方である場合

① 広告等の規制（金融商品取引法第37条）

- ・ 登録金融機関が広告等をするときは、当該登録金融機関の商号等及び顧客の判断に重要な影響を及ぼす一定の事項を表示しなければならない。
- ・ 登録金融機関が広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等について、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

② 不招請勧誘の禁止（金融商品取引法第38条第4号）

- ・ 登録金融機関は、店頭金融先物取引契約の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約締結の勧誘をする行為をしてはならない。

③ 勧誘受諾意思の確認義務（金融商品取引法第38条第5号）

- ・ 登録金融機関は、店頭金融先物取引及び取引所金融先物取引契約の勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認せずに勧誘をする行為をしてはならない。

④ 再勧誘の禁止（金融商品取引法第38条第6号）

- ・ 登録金融機関は、店頭金融先物取引及び取引所金融先物取引契約の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為をしてはならない。

⑤ 適合性の原則（金融商品取引法第40条第1号）

- ・ 登録金融機関は、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘により投資者の保護に欠けること、又は欠けることとなるおそれがないように業務を行わなければならない。



2. 特定投資家が、登録金融機関が申込みを受け又は締結した金融商品取引契約の相手方である場合

① 取引態様の事前明示義務（金融商品取引法第37条の2）

- ・ 登録金融機関は顧客に対し、自己が取引の相手方となるのか、又は取引の媒介・取次ぎ・代理を行うのかの別を事前に明示しなければならない。

② 契約締結前の書面交付義務（金融商品取引法第37条の3）

- ・ 登録金融機関は顧客に対し、当該業者の商号等、契約の概要及び顧客の判断に重要な影響を及ぼす一定の事項を記載した書面を、契約締結前に交付しなければならない（当該契約締結前1年以内に、当該顧客に対して一定の書面を交付している場合等は除く。）。

③ 契約締結時等の書面交付義務（金融商品取引法第37条の4）

- ・ 登録金融機関は顧客に対し、一定の場合を除き、契約が成立したとき等において、当該登録金融機関の商号等、契約の概要その他一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

④ 保証金の受領にかかる書面交付義務（金融商品取引法第37条の5）

- ・ 登録金融機関は、顧客から一定の保証金を受領したときは、一定の事項を記載した書面を直ちに顧客に対して交付しなければならない。

⑤ 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（金融商品取引法第43条の4）

- ・ 登録金融機関は、顧客から預託を受けた有価証券等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

注：上記は、特定投資家が取引相手である場合に適用されない業者規制の概要です。当該規制の正確な内容については各該当条項をご参照下さい

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

登録金融機関／ 関東財務局長（登金）第98号

加入協会／ 日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会

以上

